

農業外国人材向け宮崎授業動画製作業務委託企画提案競技実施要領

宮崎県（以下「県」という。）が実施する農業外国人材向け宮崎授業動画製作業務（以下「業務」という。）を委託する事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画提案募集を行う。

1 業務の目的

本県の農業分野における外国人材に対して、入国前に宮崎の農業等を教育するための動画を製作する。

2 企画提案及び契約の手順

企画提案競技参加資格を有する事業者から公募により本業務に関する企画提案を受け、県において内容の審査を行った上、総合的に最も優れた内容と認められた者と随意契約を締結する。

3 委託業務の内容

(1) 業務名

農業外国人材向け宮崎授業動画製作業務委託

(2) 業務内容

別紙 農業外国人材向け宮崎授業動画製作業務委託仕様書のとおり

4 参加資格要件

企画提案に参加できる者は、次の全ての要件を満たすものとし、その旨の誓約書（別紙1）を提出すること。

- (1) この委託業務と同種、同規模以上の業務（農業分野）の実績を有する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (4) 企画書等の提出時点において、国及び地方自治体から指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
(6) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、県との協議に応じ迅速かつ円滑に対応ができること。

5 予算上限額

2, 270, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

※履行までに要する全ての経費を含む。

6 委託期間

契約締結の日から令和8年1月30日まで

7 日程

- (1) 実施公告 令和7年5月30日（金）
- (2) 企画提案協議参加申込み 令和7年6月6日（金）午後5時まで
- (3) 質問票受付 令和7年6月20日（金）正午まで
- (4) 企画提案書提出 令和7年6月25日（水）午後5時まで
- (5) 審査結果通知 令和7年7月2日（水）予定

8 担当課（問合せ先）

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県農政水産部農村振興局 担い手農地対策課 参入支援・人材対策担当

（担当：濱砂）

電話 0985-32-4465

FAX 0985-26-7404

E-mail ninaitenochi@pref.miyazaki.lg.jp

9 企画提案競技への参加申込

- (1) 提出期限：令和7年6月6日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出先：本要領8のとおり
- (3) 提出方法：電子メール、FAX、持参又は郵送
※持参又は書留郵便以外の場合は、電話にて県に到着の確認をすること。
- (4) 提出書類：企画提案競技参加申込書（別紙2）、誓約書（別紙1）
- (5) その他：参加申込書を受け付けた場合、県担い手農地対策課から電話にて確

認の連絡を行うので、申込日2日後（土日、祝日を除く。）までに連絡がない場合には、県担い手農地対策課まで問い合わせること。
なお、参加申込書の提出後に、企画提案競技を辞退する場合は、辞退届（別紙3）を持参又は郵送により提出すること。

10 企画提案競技に係る質問及び回答

- (1) 提出方法：電子メール又はFAXとする。
ただし、電話にて県に到着の確認をすること。
また、質問には質問票（別紙4）を用いること。
- (2) 提出先：本要領8のとおり
- (3) 提出期限：令和7年6月20日（金）正午まで
- (4) 回答方法：質問への回答は、原則として質問受付日から3日以内（土日・祝日除く。）に質問者へ電子メールで送付することとする。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、参加申込書を提出した全ての者に回答する。
- (5) 質問内容：原則として、当該業務に係る内容や応募手続き等に関する事項に限る。次の質問は受け付けない。
 - ・他の応募者の提案書提出状況に関する内容
 - ・積算に関する内容
 - ・採点に関する内容

11 企画提案書の提出について

- (1) 提出書類 下記の①及び⑥の書類を1セットとし、これを企画提案書と呼ぶ。
 - ①事業者概要（別紙5）
 - ②企画提案書（様式任意、A4版）
 - ③同種、同規模以上の業務受注実績（別紙6）
同種、同規模以上の業務とは、過去5年間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）における、農業分野関係の業務を指す。
※自治体等から受託したものを記載すること。
※実績の概要が分かる書類（動画の内容が分かる写真等）を添付すること。
 - ④委託業務実施体制（様式任意）
※業務上の協力事業者等があれば、その内容や体制も併せて記載すること。
 - ⑤見積書及び見積明細書（様式任意）
 - ア 委託業務の積算内容が分かるように記載すること。
 - イ 宛名は「宮崎県知事 河野 俊嗣」とすること。
 - ⑥誓約書（別紙1）

(2) 企画書の提出方法

- ①提出場所：本要領 8 のとおり
- ②提出期限：令和 7 年 6 月 25 日（水）午後 5 時まで（必着）
- ③提出方法：持参又は郵送（郵送にあっても、令和 7 年 6 月 25 日（水）午後 5 時必着とする。）

(3) 作成にあたっての留意点

- ①応募する企画書は 1 案に限る。
- ②企画書の提出部数は 1 部（押印すること）とし、本要領 11（1）で示した①～⑥については 8 部を提出すること。ただし、押印が必要なものについては、原本を 1 部とし、残り 7 部はコピーでの提出も可とする。その際は、原本とコピーで区別できるようにして提出すること。
- ③提出後における企画書の再提出、差し替えは一切認めない。
- ④企画提案書は次のとおりとする。
 - ・原則として A 4 版で作成すること。
 - ・動画製作のコンセプト及び重視するポイントを記載すること。
 - ・動画の概要がわかる絵コンテ等を記載すること。
 - ・その他契約額の範囲内で、本事業の趣旨を実現するため、他に効果的な追加提案があれば記載すること。
 - ・実施スケジュール及び実施体制を記載すること。
 - ・本業務を実施するに当たり、県職員に求める作業及び資料等があれば記載すること。

12 審査

企画提案書の提出による「企画提案競技方式」とし、提案された企画提案について次のとおり審査を行い、最も優れた提案を選定する。

(1) 審査手順

書面審査とし、提出された企画提案書を審査員が審査し、優良提案を 1 件選定する。

(2) 審査基準

別添「農業外国人材向け宮崎授業動画製作業務委託に係る審査表」のとおり

(3) 審査結果の通知

審査結果は、選定・不選定にかかわらず書面で通知する。

(4) 契約の締結等：

- ①審査結果をもとに最も優れた提案を行った提案者との間で、本委託業務の実施に関して必要な協議を行う（その際企画提案書の内容は、協議の上変更する場合がある。）ものとする。なお、候補者との間で協議が合意に至らない場合は、

次の審査結果上位者と協議を行う。

②契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

13 その他留意事項

- (1) 本企画提案競技及び本業務委託を通じて、法令を遵守すること。
- (2) 企画提案に要する一切の費用は、本企画提案に参加する者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。
- (5) 応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (6) 応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ①参加申込書等の提出以降契約締結までに、本要領中「4 参加資格」に定める要件の一つでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合
 - ②提出期限内に企画提案書の提出がなされなかった場合
 - ③提出書類に虚偽の記載をした場合
 - ④審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- (7) 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。なお、企画提案書の記載に際し、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (8) 契約手続きに要する費用は受託者負担とする。
- (9) 決定した業者の提出した企画書の内容は、協議の上変更することがある。